

家庭生活における直系家族の相続に関する一考察

加 藤 恵 子

Study on the Inheritance of Stem Family in Home Life

Keiko KATŌ

緒 言

今日の家庭生活をとらえる場合、歴史学的、法学的、哲学的、経済学的、医学的、心理学的、生物学的など多方面からみることが出来る。民法は明治31年に成立し、昭和22年5月まで戸主財産の単独相続である「家督相続」と戸主以外の家族員の財産の共同相続である「財産相続」との二本建になっていたが、現行民法では「家の廃止」にともない財産のみが相続の対象とされる。

家庭生活は長い伝統やしきたりを包含しながら暮してをり、明治民法の家の廃止はなかなかぬけきれるものでなく、長い年月をかけ日常の生活習慣は少しづつ変化をしてゆく。

戦後30年を経過した今日、明治時代に生れ明治民法で育った人々のうち、直系家族（三世代家族）の祖父母を対象に現在の生活状況、相続に対する考え方、祖父死亡後の祖母への財産の分配など調査し若干の考察を行なったので報告する。

調 査 方 法

- 1 調査対象： 本学家政科1年、2年の祖父母、祖父、祖母と同居している学生に質問紙を配布し、祖父母に記入を依頼した。一週間後に回収を行なった。
- 2 配布年月日： 昭和52年9月1日～3日
- 3 配布数： 前もって祖父母のある学生を調査し231名に配布した。
- 4 調査内容：
 - I 祖父母の現状
 - II 祖父の相続についての考え方
 - III 祖母の遺産相続
- 5 有効回答率： 62.3%
- 6 有効回答の内訳：

祖父母健在	41名
祖父のみ	14名
祖母のみ	89名
総計144名	

結果および考察

I 祖父母の現状

1) 家族の構成

上記の方法により調査した結果、直系家族には祖父母と子供のある夫婦、祖父と子供のある夫婦、祖母と子供のある夫婦の三分類に分けることが出来る。祖父母、祖父、祖母別に家族

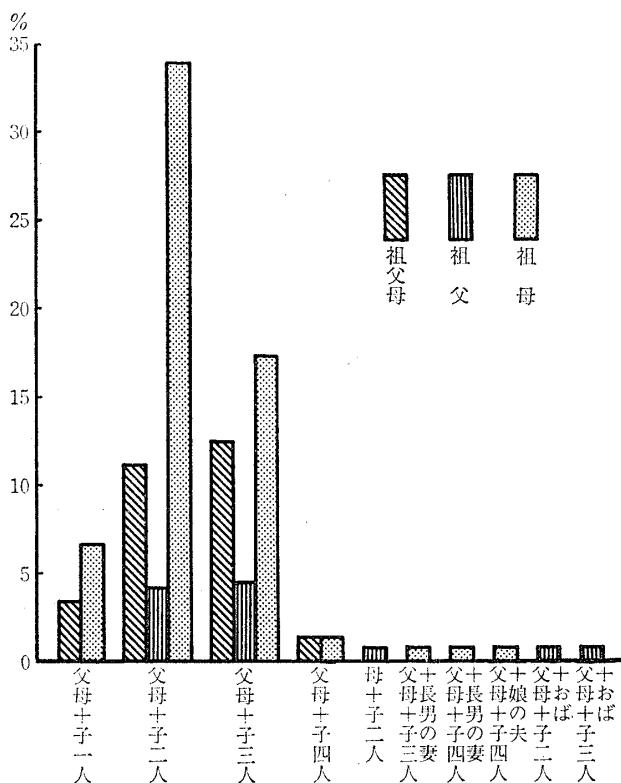


図1 家族構成の割合

の構成を図1に示すと、2人の子供のある夫婦が全体の49.8%を占め、ついで3人の子供のある夫婦の34.0%と続いている。一家族当たり最多8人、最少4人で平均家族の構成数は5.5人であった。

2) 年齢

祖父と祖母の年齢をみると、祖父は最高90歳、最低65歳で平均年齢78.2歳である。祖母は最高89歳、最低51歳であり、平均年齢は71.8歳である。昭和51年度の厚生省発表の「簡易生命表」によると平均寿命は男71.5歳、女77.35歳で本調査の男はその差6.05歳高く、女は5.5歳低く現われた。

3) 居住方法

無配偶者の祖父は家庭の経済面、社会的に置かれた位置などからみて、有配偶者の祖父母の中に組み入れた方がよいと判断した。

その結果、祖父母と祖父のみのグループ（以下祖父母と略す）と祖母のみのグループ（以下祖母と略す）に分けた。

表1 居住方法

	自分の家	借家	公アパート	社宅寮	不明
祖父母	96.4	—	1.8	1.8	—
祖母	91.0	3.4	—	2.2	3.4

居住方法について表1に示すと、祖父母96.4%、祖母91%と自分の家を持っており、借家、公営アパート、社宅などに入っているのは数パーセントずつであった。

4) 職業と収入の有無の割合

現在の職業と収入の有無の割合を図2に示すと、祖父母の無職は61.8%，祖母は88.8%み

られた。職業の内訳をみると祖父母は農業、商業、宗教家など、祖母は農業、家事などである。

つぎに収入についてみると（年金は含まない）無収入が祖父母で50.9%，祖母は78.6%みられた。収入有りが職業ありよりもいずれも高く現われたのは、株の配当、借家の家賃、不動産の賃貸金などから得ている為である。これら労働しない（筋肉労働でないという意味）収入を取得している割合を収入面からみると、祖父母は62.9%，祖母は40.6%であった。

5) 年金の現状

定年以降の収入は年金でささえめる必要がある。そこで年間の年金額の最高、最低、平均を表2に表示した。

遺族年金は最高1,000,000円、最低400,000円であり、平均では祖父母、祖母ともに余り差がみられなかった。

表2 年金別年間収入

単位万円

年金名		遺族年金	恩 給	社会保険
祖父母	最 高	100.0	75.0	42.7
	最 低	30.0	27.6	14.0
	平 均	60.0	52.6	18.0
祖 母	最 高	65.0	171.0	48.0
	最 低	40.0	40.0	11.0
	平 均	54.3	80.8	19.1
全体にしめる割合		15.7	10.1	74.2

りの実支出は153,540円⁽¹⁾といわれるが、年金のみでは日常生活は困難と思われる。そこで次に生活費の出所についてみた。

6) 生活費の出所

日常の生活費の出所を表3に示すと、同居の息子または娘に祖父母は80%，祖母は90%の

表3 生活費の出所の割合

%

	自 己	同居の息子	同居の娘	別居の息子	家族全員	その他の	不 明
祖父母	18.2	20.0	60.0	—	—	1.8	—
祖 母	1.1	86.6	3.4	2.2	1.8	3.4	2.2

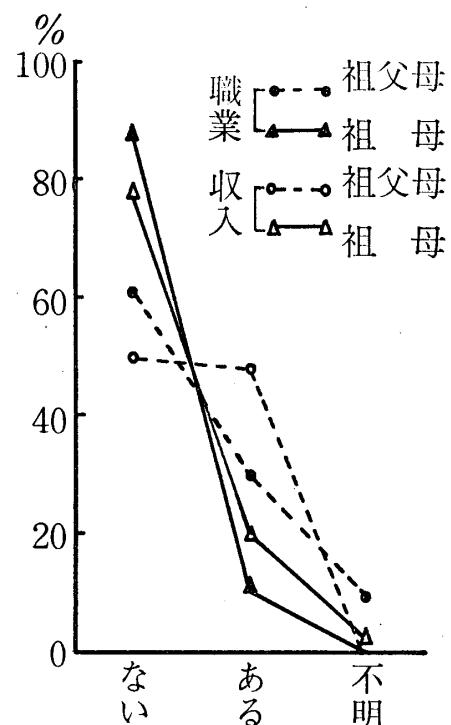


図2 職業と収入の有無の割合

恩給についてみると、最高1,710,000円、最低276,000円であった。

社会保険についてみると、最高480,000円、最低110,000円で祖父母、祖母の平均に差は余りみられなかった。

年金を受ける割合をみると社会保険が74.2%，遺族年金が15.7%であった。

月平均でみると最高142,500円、最低9,166円であった。しかし月平均生活費は65歳以上の夫婦1ヶ月当

人が依存していた。祖父母は娘に、祖母は息子に高く依存していることは興味ある結果であった。祖父母は「自己」が18.2%に対して、祖母はわずか1.1%でありその差17%と開きが大きくみられるがこれは祖母の経済力の弱さばかりでなく、1人住まいの心細さや親族に依存する傾向がうかがわれる。

7) 収入の得かたと使用目的

祖母全員に過去における収入を得た場合の使用目的について図3に示すと、1. 自分の仕事、2. 家事の合い間に家業の手伝い、3. 内職の3項目に収入の得かたを分けると、自分の仕事が26.6%，家業の手伝いが32.3%，内職が8.9%である。

その報酬を何に使用目的にしていたかをみると、家計のたしがいずれも最も多く、全体で38.8%を占め、ついで自分の貯金が14.8%であった。

つぎに使用目的を生活補助のため、将来のため、その他に分けてみた結果、生活補助にしめる割合は64.2%，将来のため31.0%であった。

なにかの形で収入を得ていたのは67.8%であり、何もしていなかったのは27.6%で約1/4は家事労働のみに従事していると思われる。

Ⅱ 祖父の相続についての考え方

相続については夫の意思による影響は多大なものがあると思われ、配偶者の夫の死後における妻の生活を確保する役割をはたす。現在は妻の相続権は法定相続分では1/3と定められており、妻と夫の二人で築いた（あるいは先代より受けついだ遺産）財産をどのように妻に配分されるか、祖父の考え方について調べた結果をみると。

1) 遺言書作成の話し合い

夫婦での話し合いの有無について図4に示すと、話しあわないが80%，ついで話し合ったのは14.5%を占めている。

2) 遺言書の作成状況と遺産の配分方法

図5に示すように、遺言書作成状況をみると遺言書はすでに作っている人は5.4%，遺言書は作っておきたいが18.2%，遺言書は作らないつもりが12.7%，考えてもいない56.5%であった。

つぎに遺産の配分方法をどのように考えているか、遺言書作成状況との関連でみると、将来世話をしてくれるとともに祖先の靈をまつる人に多く配分したいと思っている人が45.5%と最

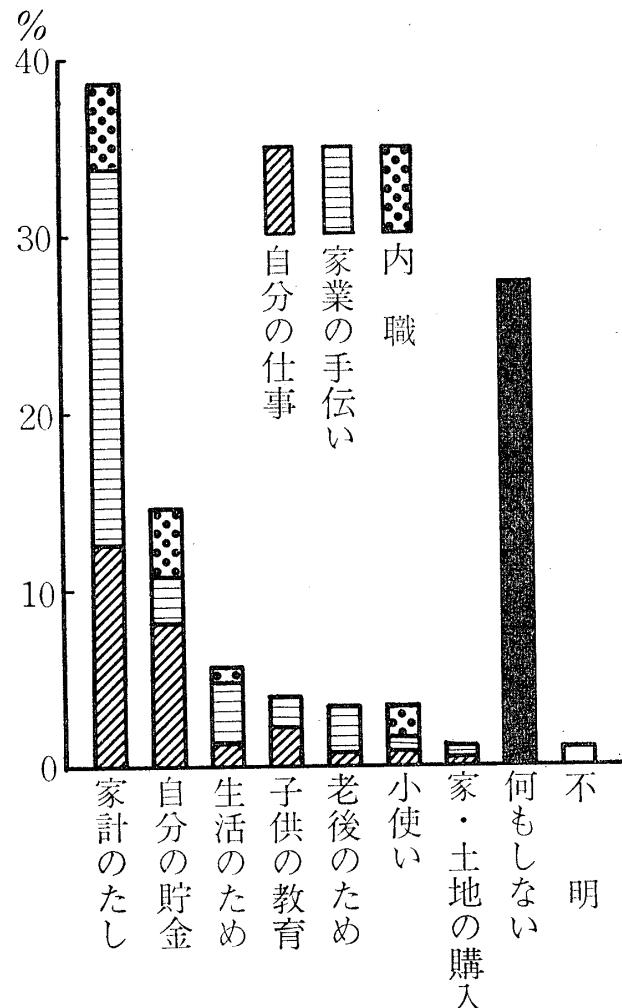


図3 収入の得かたとその使用目的

も多く占め、ついで法定相続通り配分したいが18.2%で遺言書作成状況のいずれの人達にも出現している。長男長女のみが10.9%，将来世話をみてくれる人が7.3%の順であった。

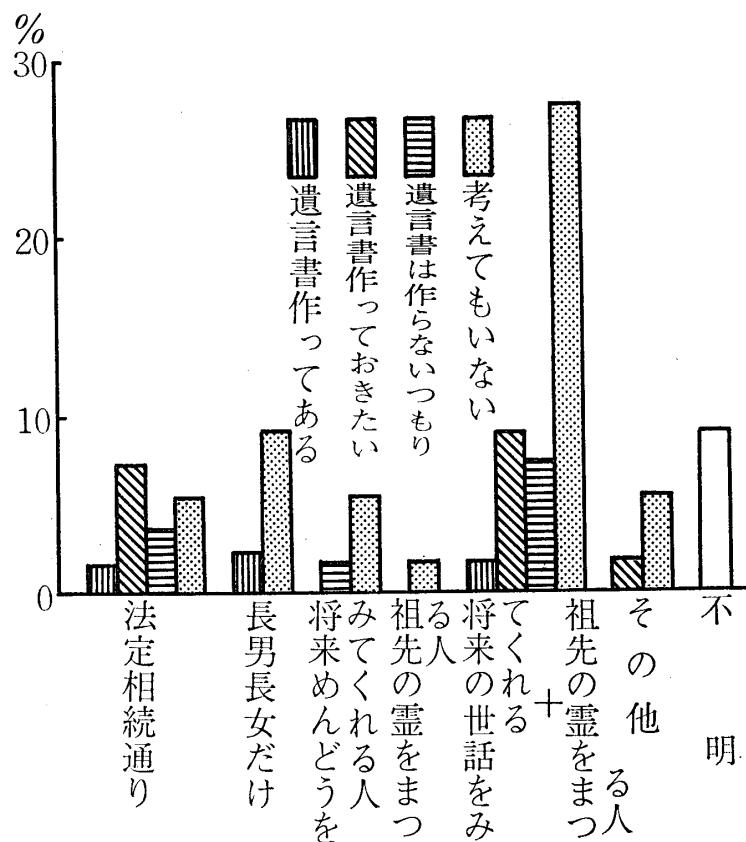


図5 遺言の作成状況と遺産の配分方法

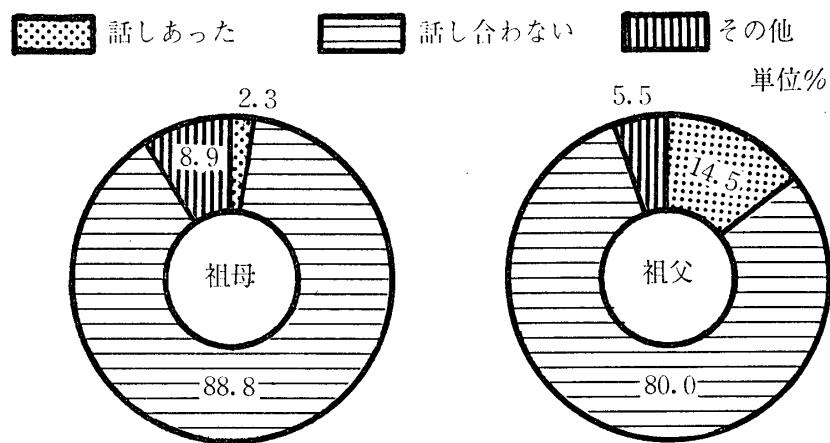


図4 遺言書の話し合いの有無率

図6 無配偶の祖母のみ遺言書話し合のいの有無率

III 祖母の遺産相続

無配偶の祖母のみについて調べた結果

1) 遺言書について

生前夫婦で遺言書について話し合いの有無を図6に示すと、話し合わないが最も多く88.8%，話しあったのはわずか2.3%であった。

図4と図6を統計的な検定 (χ^2 検定) を行なうと、つぎのような結果がえられた。 $\chi^2=8.$

$33^* > r (2 \ 0.05) 5.99$ したがって、祖父母と祖母との比率に違いがあるといえる。つぎに話しあいの有無に差異があるかどうか検定すると、つぎのような結果がえられた。 $X^2 = 175.78^{**}$ $X^2 (2 \ 0.05) 5.99 \ X^2 (2 \ 0.01) 9.21$ 有意水準1%にて有意であった。話しあった、話しあわないの比率はこのような結果が得られるのは当然である。

2) 夫の死亡後の遺言書の有無

夫の死亡後遺言書の有無についてみると、あったが4.6%，なかったが93.1%，不明2.3%である。図6で話しあったと答えた人達は全員遺言書は書かれていた。あった人のうち残り $\frac{1}{2}$ は妻が知らない間に書かれていたことが判明した。

3) 遺言書の内容

調査項目として1. 遺産の配分について、2. 将来の家庭運営について、3. 事業について、4. その他の四項目についてみると、遺言書のあった人すなわち4.6%は全員指定相続分の配分について書かれていた。

4) 遺産相続状況

遺産相続状況について表4に示すと、遺産相続を受けなかつたのが61.8%で最も高く占め、ついで受けたが22.5%，放棄したのは6.7%みられた。

遺産相続を受けなかつた理由として子供たちに安心して今後の生活はまかせられるから、子供たちがよくやってくれるからなど自から放棄し、相続の話し合いは円滑に行なわれていた。受けた中で5%は相続の話し合いが大変だったとのべている。

5) 遺産の対象種別

遺産の対象種別を表5に示すと、受けた人のうち土地が最も多く85%を占め、ついで家、

表5 遺産の対象種別の割合 %

種別	家	土地	預金	有価証券	美術品	貴金属	何もない	一人当たり平均数
受けた	60.0	85.0	60.0	15.0				2.2
放棄	83.3	10.0	33.3	16.7				2.3
もらわなかつた	66.7	91.7	50.0	16.7	8.3	16.7		2.5
			22.2			77.8		

預金が同率であった。放棄した人は土地は全員持つており、ついで家、預金の順であった。もらわなかつた人のうち遺産対象物のなにもない人は77.8%と高率を占め、ある人は22.2%であった。

いずれも遺産の対象物は土地、家、預金の順に高く現われた。一人当たりの平均種別は余り差がみられなかった。

6) 祖母の相続の状態

遺産相続を受けた祖母を対象に相続の状態を図7に示すと、土地が最も多く75%を占め、ついで預金の55%で一人当たり平均2.05件であった。

なお金額をそれぞれ記入すると一層経済面がはっきりすると思われるが、相続を受けた時期

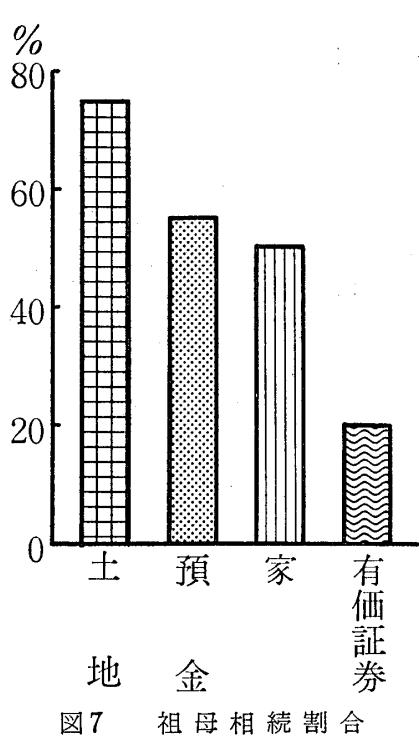
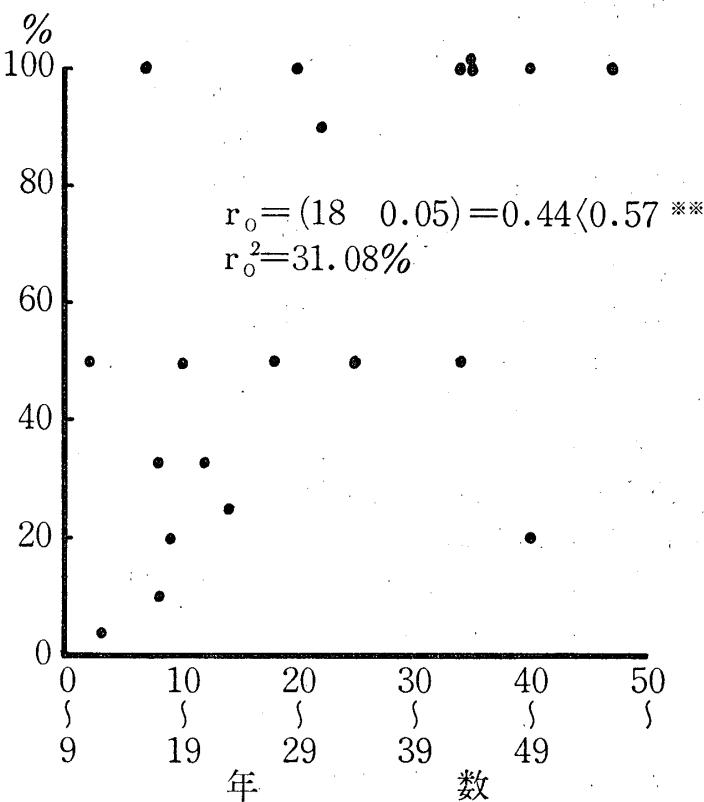


図7 祖母相続割合



の差、価格の変動、不確かな金額の記入よりも、物件で考慮した方がよいと考えてこのようにした。

7) 寡婦年数と相続の割合の相関関係

祖母の寡婦年数は寡婦であった年数とみなしが相続の割合の相関関係を図8に示すと、寡婦年数40年以上が15%，39～30年20%，29～20年が15%，19～0年まで30%であった。

寡婦であった年数は最高47年、最低2年で差が45年の開きがあり、平均21.5年であった。

寡婦になって30年以上の人を見ると、妻が10割相続を受けているのが71%みられ、子供の数も平均1.8人と少なく、これは第2次世界大戦の影響を受けていると思われる。

寡婦年数と祖母の相続の割合の相関をみると、0.05%で有意であった。寄与率31.08%である。

8) 相続して良い点、悪い点

相続を受けて良い点、悪い点を自由記入方式で聞いた結果、表6に示すと、老後が安心30%を占め、ついで生活の安定、もらって今後困らない、自由になるお金があってよいなどみられ、悪い点は税金の支払に苦労した。印鑑証明などわずらわしいなど15%あげられているだけであった。

表6 相続の良否理由

よい点							わるい点		
特にない	老後が安心	生活の安定	もらって今後困らない	自由になる	不時の出費によい	自然でよい	特にない	税金の支払い苦労	手續に苦労
15	30	15	15	15	5	5	85	10	5

9) 遺産の分配

遺産の分配を図9で示すと、外枠は子供の構成を示し、中枠は相続分を得た親族を図示した。妻が相続分を100%得たのは妻のみの35%であった。妻と子供全員で分けた30%，妻と男子のみで分けた20%，妻と長女のみで分けた10%，妻と長男と長男の家族で分けた5%であった。

妻の相続分についてみると、子供全員との分配は最高50%，最低2%で、平均27%であった。妻が法定相続分の $\frac{1}{3}$ を得ていたのは全員この中に含まれている。つぎに被相続人が妻と男子のみの場合では妻の相続分の最高50%，最低10%で平均相続分は32.5%であった。被相続人が長女ののみの場合では妻の相続分の最高90%，平均70%であった。

以上のように子供達に相続分を与えていたが、妻の相続分が少ない傾向がみられた。

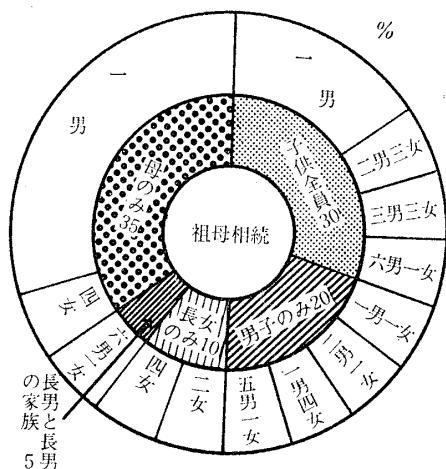


図9 遺産の分配の割合

要 約

調査の結果以下のことがわかった。

1. 祖父は昭和52年度発表の平均寿命より高く78.2歳で、現在も約1/3弱の人が仕事をもっている。また収入の面では収入ありが約半数を占めている。
2. 生活費は同居しているこどもたちに依存しているのが大多数である。
3. 祖母の過去における収入は、家計の補助に使い、老後のための意識で貯えていたのは約1/3弱であった。
4. 遺言書の話し合いは祖父は祖母に比べ積極的であった。
5. 祖母の約1/4の人が遺産相続を受け、もらって老後が安心、生活の安定、不時の出費によるなど良い点が多くみられた。
6. 妻が法定相続分を受けていたのは、わずか2%弱であった。
7. 子どもに相続分を公平に与えるほど、妻の相続分は少ない傾向がみられた。

本研究途上 昭和52年11月5日「婦人の十年間国内行動計画」に掲示された重点目標で妻の法定相続分の引き上げを検討されているが早く実現されることを望んでやまない。

今回は調査枚数がやや少ないため、満足な点が得られなかつた面もあるので、今後一層深めてゆきたい。本調査にご協力下さった家政科学生に深くお礼申し上げます。

参 考 文 献

- 1) 総理府：家計調査年報 p.105 (1976)
- 2) 中川善之助：家族、有斐閣 p.175~218 (1966)
- 3) 湯沢雍彦：家族関係学 p.19~22, 104~107 (1975)